

給与支払報告書及び特別徴収税額通知書

光ディスク等の規格、ファイルの仕様等

和泉市

総務部 税務室 市民税担当

令和7年11月改訂

# 目 次

## I 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

1. はじめに	3
2. 光ディスク等による給与支払報告書の提出について	3
3. 事務処理上の取り決め事項	3
4. 光ディスク等の提出にあたっての留意事項	3

## II 給与支払報告書（光ディスク等）の規格等について

1. 光ディスク等の規格	5
2. ファイルの仕様	5
3. レコードの内容及び記載要領	6

## III 特別徴収税額通知書（光ディスク等）の規格等について

1. 光ディスク等の規格	15
2. レコードの内容及び記載要領	16

## IV 各項目の留意事項

# I 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

## 1. はじめに

給与支払報告書は、地方税法により、毎年1月末までに関係市町村に提出することになっています。この給与支払報告書は、従来、書面で提出されていましたが、全国統一規格の光ディスク等をもって提出できるようになりました。

光ディスク等で給与支払報告書を提出されると、従来の書面での提出は不要となります。なお、市町村からの特別徴収税額の通知は書面により行われます。

## 2. 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

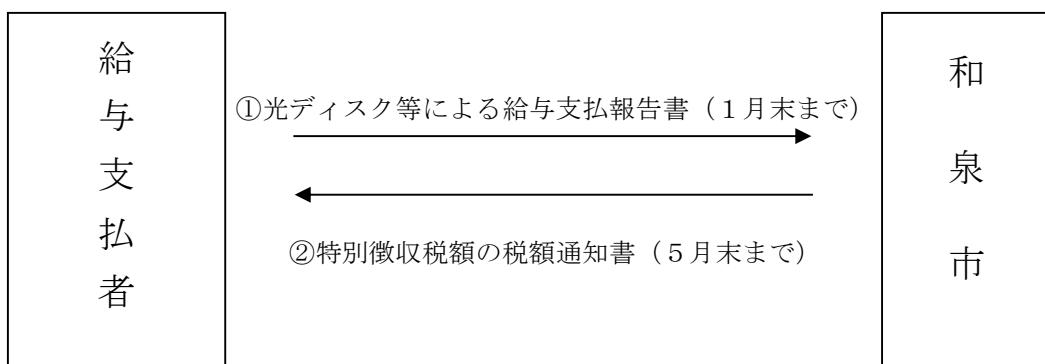
### (1) 光ディスク等による給与支払報告書の提出

調製した光ディスク等2本（正・副）を本市税務室市民税担当へ提出してください。

### (2) 書面による給与支払報告書の不要

光ディスク等による給与支払報告書を提出される場合は書面の提出は不要になります。

### (3) 事務処理の流れ



## 3. 事務処理上の取り決め事項

### (1) 費用の負担

提出される光ディスク等にかかる費用は特別徴収義務者の負担とします。

### (2) 光ディスク等の受け渡し

光ディスク等による給与支払報告書は、一般の給与支払報告書と同様1月31日までに2本（正・副）提出してください。

## 4. 光ディスク等の提出にあたっての留意事項

### (1) 光ディスク等の提出の際は、正本・副本の両方を提出してください。

### (2) 提出する媒体には、次の事項を記載してください。

#### イ 光ディスク（CD・DVD）

レーベル面に次の記載事項を油性のフェルトペン等で記載。

※筆先の硬い筆記用具は使用しないでください。

#### ロ 磁気ディスク（FD・MO）

次の記載事項を記載した外部ラベルを貼付。

（同内容であれば、貴社の紙様式でも構いません。）

＜記載事項＞

- a . 提出先市町村名      b . 提出者名      c . 提出者住所  
d . 指定番号（提出する義務者の全ての指定番号を記入してください）  
e . 提出件数      f . 提出年月日  
g . 正本・副本の区別      h . 総枚数及び一連番号

（例）外部ラベルの例

a. 提出先市町村名 :	.....
b. 提出者名 :	.....
c. 提出者住所 :	.....
d. 指定番号 :	.....
e. 提出件数 :	.....
f. 提出年月日 :	.....
g. <input type="checkbox"/> 正本 <input type="checkbox"/> 副本	
h. ____枚のうち____枚	

- (3) 提出された光ディスクは返却しません。  
(4) 光ディスク等の提出の際には、ファイルがコンピューター・ウイルスに感染していないことを十分に確認してください。

## II 紙与支払報告書（光ディスク等）の規格等について

## 1. 光ディスク等の規格

和泉市へ提出することができる磁気ディスク（FD・MO）及び光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとします。

種類	F D	M O	C D	D V D			
サイズ	3. 5インチ	3. 5インチ	1 2 c m	1 2 c m			
規格	2 H D	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	C D - R	D V D - R			
記憶容量	1. 4 4 M B	2 3 0 M B 又は 6 4 0 M B	6 5 0 M B	片面4. 7 G B			
記 録 形 式	フォーマット	M S - D O S (F A T形式)	I S O 9660(level2)/Joliet※				
	ファイル形式	C S V (カンマ区切形式)					
記録コード	シフト J I S						
漢字水準	J I S第1水準及び第2水準						

※ 書き込みは、ディスクアットワシス（シングルセッション）方式とします。

## 2. ファイルの仕様

- (1) ファイル名は「315dat\*\*.txt」と記録してください。  
なお、ファイル名の一部にある「\*\*」には、ファイル数により、「01」から「99」を記録してください。

(例) 2枚の FD に分けて提出する場合

- ・ 1枚目の FD に格納するファイル 315dat01.txt
  - ・ 2枚目の FD に格納するファイル 315dat02.txt

- (2) ファイルをワープロ・電子メールで展開した時のイメージは 次のとおりです

(例) 「315dat01.txt」の場合

- ・1ファイルは、レコードごとに改行される文字列として表現される。
  - ・レコード形式は 可変長とする

315, 9876543210, 222, 大阪府和泉市府中町 2-7-5, 株) 和泉市役所, 0725-41-1551,  
1111122222222, 大阪府和泉市いぶき野 5-4-7, 株) 和泉市役所市民税, 0, 13,  
大阪府和泉市府中町 4-10-10, 0, 和泉太郎, 市役所所長,, 10000000,, 7800000,  
1433000, 943400,, 2, 0, , , , , , , 1000000, 0, 50000, 3000, , , , 1, 22, 2, 22, 0, 0, 0, 0,  
0, 0, 0, 0, 0, 0, 0,  
0, 0, 0, イズミタロウ, 01960049., 101010104

### 3. レコードの内容及び記載要領

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領	
1	法定資料の種類	半角	3 文字	「315」を記録する。	
2	整理番号 1	半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録する（記録を省略しても差し支えない。）。	
3	本支店等区分番号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。	
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	全角	60 文字以内	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	
6	提出義務者の電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」	
7	整理番号 2	半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録する（記録を省略しても差し支えない。）。	
8	提出者の住所（居所）又は所在地	全角	60 文字以内	記録を省略する。	
9	提出者の氏名又は名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。	
10	訂正表示	半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
11	年分	半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。	
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13		国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
17	支払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未払金額を含む。	
18	未払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
19	給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
20	所得控除の額の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
21	源泉徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未徴収税額を含む。	
22	未徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

23	(源泉) 控除対象配偶者の有無		半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者）を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者		半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者（特別）控除の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26	控除対象扶養親族等の数	特定	主	半角	2 文字以内
27		従	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
28		老人	主	半角	
29			上の内訳	半角	
30			従	半角	
31		その他	主	半角	
32			従	半角	
33	障害者の数	特別障害者		半角	2 文字以内
34		上の内訳		半角	2 文字以内
35		その他		半角	2 文字以内
36	社会保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳		半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	受給者の生年月日	元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年 9 月 30 日 → 5,01,09,30」
45		年	半角	2 文字	
46		月	半角	2 文字	
47		日	半角	2 文字	
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	本人が	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。

52	その他の障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
53	老年者	半角	1 文字	記録を省略する。	
54	寡婦	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和 2 年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。	
55	寡夫	半角	1 文字	記録しないでください。 (注) 令和 2 年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
56	勤労学生	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
57	死亡退職	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
58	災害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
59	外国人	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
60	中途就・ 退職	中途就職・退職の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
61		年	半角	2 文字	
62		月	半角	2 文字	
63		日	半角	2 文字	
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70		災害者に係る徴収猶予税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
72		月	半角	2 文字	
73		日	半角	2 文字	
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (1回目)	年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。
75		月	半角	2 文字	
76		日	半角	2 文字	

					(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角	1 文字		<p>年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。</p> <p>(例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」を記録する。</p>
78	住宅借入金等特別控除可能額	半角	10 文字以内		書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角	2 文字		<p>住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。</p> <p>なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。</p> <p>おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。</p>

80	住宅借入金等の額（1回目）	半角 8文字以内	租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (2回目)	年 半角 2文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。
82		月 半角 2文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを附加して記録する。（「年」については和暦とする。）。
83		日 半角 2文字	(例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」
84	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	半角 2文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条

				第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。
85	住宅借入金等の額（2回目）	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角	300 文字以内	<p>書面による場合の記載に準じて記録する。</p> <p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。</p> <p>退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 衢を使用し、1 衢の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。</p>
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

93	非居住者である親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。											
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号（12 衝の数字）又は法人番号（13 衝の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。											
95	支払を受ける者の個人番号	半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号（12 衝の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。											
96	(源泉・特別) 控除対象配偶者	フリガナ	全角	30 文字以内 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けている場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。											
97		氏名	全角	30 文字以内 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けている場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。											
98		区分	半角	2 文字 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けている場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。											
99		個人番号	半角	12 文字 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けている場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12 衝の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。											
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ	全角	30 文字以内 控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。											
101		氏名	全角	30 文字以内 控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。											
102		区分	半角	2 文字 控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区</p>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者
控除対象扶養親族の分類	区分														
居住者	00														
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03														
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04														

					分を記録する。																																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>110 万円超</td> <td>115 万円以下</td> <td>70</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>115 万円超</td> <td>120 万円以下</td> <td>80</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>120 万円超</td> <td>123 万円以下</td> <td>90</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90	91
合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																										
58 万円超	85 万円以下	10	11																																										
85 万円超	90 万円以下	20	21																																										
90 万円超	95 万円以下	30	31																																										
95 万円超	100 万円以下	40	41																																										
100 万円超	105 万円以下	50	51																																										
105 万円超	110 万円以下	60	61																																										
110 万円超	115 万円以下	70	71																																										
115 万円超	120 万円以下	80	81																																										
120 万円超	123 万円以下	90	91																																										
103		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																																								
104	控除対象扶養親族等(2)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。																																								
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。																																								
106		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等 (2) が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、控除対象扶養親族等 (2) が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合）には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> </table>	控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04	合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																									
控除対象扶養親族の分類	区分																																												
居住者	00																																												
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																												
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																											

					58万円超	85万円以下	10	11															
					85万円超	90万円以下	20	21															
					90万円超	95万円以下	30	31															
					95万円超	100万円以下	40	41															
					100万円超	105万円以下	50	51															
					105万円超	110万円以下	60	61															
					110万円超	115万円以下	70	71															
					115万円超	120万円以下	80	81															
					120万円超	123万円以下	90	91															
107		個人番号	半角	12文字	控除対象扶養親族等(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																		
108	控除対象扶養親族等(3)	フリガナ	全角	30文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。																		
109		氏名	全角	30文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。																		
110		区分	半角	2文字	控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳未満又は70歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で30歳未満又は70歳以上	01	非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者	03	非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者	04			
控除対象扶養親族の分類	区分																						
居住者	00																						
非居住者で30歳未満又は70歳以上	01																						
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																						
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者	03																						
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者	04																						
					また、控除対象扶養親族等(3)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合）には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超</td> <td>85万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85万円超</td> <td>90万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90万円超</td> <td>95万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58万円超	85万円以下	10	11	85万円超	90万円以下	20	21	90万円超	95万円以下	30	31
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																					
58万円超	85万円以下	10	11																				
85万円超	90万円以下	20	21																				
90万円超	95万円以下	30	31																				

					95 万円超	100 万円以下	40	41																											
					100 万円超	105 万円以下	50	51																											
					105 万円超	110 万円以下	60	61																											
					110 万円超	115 万円以下	70	71																											
					115 万円超	120 万円以下	80	81																											
					120 万円超	123 万円以下	90	91																											
111		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																														
112	控除対象扶養親族等(4)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。																														
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。																														
114		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等（4）が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。																														
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table>				控除対象扶養親族の分類	区分	居住者	00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04															
控除対象扶養親族の分類	区分																																		
居住者	00																																		
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上	01																																		
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	02																																		
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者	03																																		
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	04																																		
					また、控除対象扶養親族等（4）が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合）には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。																														
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額又はその見積額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58 万円超</td> <td>85 万円以下</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>85 万円超</td> <td>90 万円以下</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>90 万円超</td> <td>95 万円以下</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>95 万円超</td> <td>100 万円以下</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>100 万円超</td> <td>105 万円以下</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>105 万円超</td> <td>110 万円以下</td> <td>60</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61
合計所得金額又はその見積額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																	
58 万円超	85 万円以下	10	11																																
85 万円超	90 万円以下	20	21																																
90 万円超	95 万円以下	30	31																																
95 万円超	100 万円以下	40	41																																
100 万円超	105 万円以下	50	51																																
105 万円超	110 万円以下	60	61																																

					110万円超	115万円以下	70	71	
					115万円超	120万円以下	80	81	
					120万円超	123万円以下	90	91	
115		個人番号	半角	12文字	控除対象扶養親族等(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。				
116	16歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。				
117		氏名	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。				
118		区分	半角	2文字	16歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。				
119		個人番号	半角	12文字	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。				
120	16歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。				
121		氏名	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。				
122		区分	半角	2文字	16歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。				
123		個人番号	半角	12文字	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。				
124	16歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。				
125		氏名	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。				
126		区分	半角	2文字	16歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。				
127		個人番号	半角	12文字	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。				
128	16歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。				
129		氏名	全角	30文字以内	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。				
130		区分	半角	2文字	16歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。				
131		個人番号	半角	12文字	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12桁の数字）を記録する。 (注) 平成28年度（平成27年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。				
132	5人目以降の控除対象扶養親族等	全角	100文字以内		書面による場合の記載に準じて記録する。				

	の個人番号					
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号			全角	100文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収			半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者			半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除			半角	1文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ			半角	60文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号			半角	25文字以内	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード			半角	6文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。
140	指定番号			半角	12文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額			半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額			半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親			半角	1文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和2年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
144	控除対象扶養親族等の数	特親	主	半角	2文字以内	特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
145			従	半角	2文字以内	
146	特定親族特別控除の額			半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

### III 特別徴収税額通知書（光ディスク等）の規格等について

#### 1. 光ディスク等の規格

種類	F D	M O	C D	D V D
サイズ	3. 5インチ	3. 5インチ	1 2 c m	1 2 c m
規格	2 H D	ISO/IEC 13963 又は ISO/IEC 15041	C D-R	D V D-R
記憶容量	1. 4 4 M B	2 3 0 M B 又は 6 4 0 M B	6 5 0 M B	片面4. 7 G B
記録形式	フォーマット	M S-D O S (F A T形式)	ISO 9660(Level2)/Joliet※	
	ファイル形式	C S V (カンマ区切形式)		
	記録コード	シフト J I S		
	漢字水準	J I S第1水準及び第2水準		

※ 書き込みは、ディスクアットワنس（シングルセッション）方式とする。

## 2. レコードの内容及び記載要領

### (1) 総括表情報

項目番	項目名		入力文字基準		記録要領
1	特別徴収年度		半角	4 文字	特別徴収の対象年度を西暦で記録する。 (例)「令和 2 年度 → 2020」
2	通知先	郵便番号	半角	7 文字	通知先の郵便番号を記録する。 (例)「0010021」
3		住所（居所）又は所在地	全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
4		氏名又は名称	全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
5	特別徴収税額（年税額）		半角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
6	課税人員		半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
7	非課税人員		半角	9 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
8	特別徴収税額（月割額）	6 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
9			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
10		7 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
11			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
12		8 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
13			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
14		9 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
15			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16		10 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
18		11 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20		12 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
22		1 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
24		2 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
25			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		3 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
27			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
28		4 月分	人数	半角 6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
29			納付額	半角 12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項目番	項目名			入力文字基準		記録要領	
30		5月分	人数	半角	6 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
31			納付額	半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
32	備考			全角	20 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
33	決定（変更）通知文			全角	480 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
34	課税市町村名			全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
35	発行年月日			半角	8 文字	通知を発行した年月日を西暦で記録する。 (例)「令和 2 年 5 月 13 日 → 20200513」	
36	課税市町村長名	市町村名	全角	20 文字以内	通知をする市町村の名称を記録する。		
37		氏名	全角	20 文字以内	通知をする市町村の長の氏名を記録する。		
38	特別徴収義務者	氏名又は名称	全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。		
39		個人番号又は法人番号	半角	13 文字以内	個人番号（12 桁の数字）又は法人番号（13 桁の数字）を記録する。 (注) 平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、全ての桁をゼロとする。		

## (2) 個人別明細情報

項目番	項目名			入力文字基準		記録要領
1	指定番号			半角	12 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
2	宛名番号			半角	11 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
3	市町村コード			半角	6 文字	全国地方公共団体コードを 6 桁で記録する。 (例)「北海道札幌市 → 011002」
4	受給者番号			半角	25 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
5	納税義務者	住所	全角	60 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
6		漢字氏名	全角	30 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
7		カナ氏名	半角	60 文字以内	納税義務者のカナ氏名を記録する。	
8		個人番号	半角	12 文字	個人番号（12 桁の数字）を記録する。	
9	特別徴収税額（年税額）			半角	9 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
10	特別徴収税額（月割額）	6月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
11		7月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
12		8月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
13		9月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
14		10月分	半角	8 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	

項目番	項目名	入力文字基準		記録要領
15		11月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
16		12月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
17		1月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
18		2月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
19		3月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
20		4月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
21		5月分	半角	8 文字以内 書面による場合の記載に準じて記録する。
22	変更月	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	摘要	全角	40 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

## IV 各項目の留意事項

### (1) 各項目共通

イ. 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

(例) 法定資料の項目 … × 1,200,000

○ 1200000

ロ. 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する。(CSV形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

ただし、項目の文字数分のスペースを記録して「, (カンマ)」を記録しても差し支えない。

(例) 半角10文字の項目が記録不要の場合は、次のいずれかで記録する。

- ・ 前の項目, 後の項目
- ・ 前の項目, △△△△△△△△△△△△, 後の項目 (△は半角スペースを表す。)

### (2) 住所、居所又は所在地

イ. 都道府県名から順次記録する。ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

(例) ○ 大阪府和泉市府中町2-7-5

○ 和泉市府中町2-7-5

× 府中町2-7-5 → 和泉市府中町2-7-5

ロ. 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

(例) × 和泉市フチュウチョウ2-7-5  
× 和泉市ふちゅうちょう2-7-5  
○ 和泉市いぶき野5-4-7 } → ○ 和泉市府中町2-7-5

ハ. ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については、省略あるいは句読点等による記録はしない。

(例) × 大阪 和泉 府中 2-7-5

× 大阪、和泉、府中、 2-7-5

○ 大阪府和泉市府中町2-7-5

二. 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分による区切りがあっても差し支えない。

(例) ○ 大阪府和泉市府中町2-7-5

○ 大阪府□和泉市□府中町□2-7-5

× 大阪府、和泉市、府中町、 2-7-5

× 大阪府□□和泉市□□府中町□□2-7-5

(注) 「□」はスペース1文字分を表す。

ホ. 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

(例) ○ 和泉市府中町2-7-5

○ 和泉市府中町2~7~5

× 和泉市府中町2、7、5

へ. 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

ト. 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

イ. 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

ロ. 個人のカナ氏名の個人の姓と名の区切りには、半角スペース1文字分を記録する。

ハ. 個人の肩書等は記録しない。

(例) × 税理士 和泉 太郎 → ○ 和泉 太郎

ニ. 法人の代表者名等は記録しない。

(例) × 和泉市役所(株) 代表取締役 和泉 太郎 → ○ 和泉市役所(株)

ホ. 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えないが、この場合には必ずカッコ(全角)を付す。

(例)	○ 和泉市役所(株)	○ (株) 和泉市役所
	○ 和泉市役所(株)	○ 株) 和泉市役所
	× 和泉市役所 株)	× (株 和泉市役所
	× 和泉市役所／株	× 株、和泉市役所

組織名	略称	組織名	略称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業連合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シャ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キヨウ、キヨウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギョ		

(4) 個人番号又は法人番号

個人番号を記録する場合は、前ゼロを付加せずに、12桁の個人番号を記録する。

(5) 外字等の取扱い

JIS第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文字は、次のとおり取扱う。

イ. 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。

(例)	「ア」(半角文字のア)	→	「ア」(全角1文字)
	「1」(半角文字の1)	→	「1」(全角1文字)
	「(株)」(拡張文字の(株))	→	「(株)」(全角3文字)
	「⑩」(丸付文字10)	→	「10」(全角2文字)

ただし、「決定(変更)通知文」の項目については、英数字に限り、半角文字を使用することができる。

ロ. 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

ハ. 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものは、それぞれの文字に変換する。

(例)	「大蔵」	→	「大蔵」
	「斎藤」	→	「斎藤」

#### (6) 提出済みの受給者レコードの訂正又は取消しの方法

提出済みの受給者レコードの訂正又は取消を行う場合には、書面により行ってください。